

資料 2

根拠法令

○児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第三十六条の三十六 法第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を具し、これを市町村長に申請しなければならない。

- 一 名称、種類及び位置
- 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 三 事業の運営についての重要事項に関する規程
- 四 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 五 収支予算書
- 六 事業開始の予定年月日

② 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 家庭的保育事業等を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 二 家庭的保育事業等を行おうとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
- 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

③ 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第一号又は前項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、市町村長に届け出なければならない。

④ 法第三十四条の十五第二項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、市町村長にあらかじめ届け出なければならない。

(平二七厚労令一七・全改)

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第七項の規定により、家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとするときは、次の各号に掲げる事項を具し、市町村長の承認を受けなければならない。

- 一 廃止又は休止の理由
- 二 現に保育を受けている児童に対する措置
- 三 廃止しようとする者にあっては廃止の期日及び財産の処分
- 四 休止しようとする者にあっては休止の予定期間

② 前項の承認の申請を受けた市町村長は、必要な条件を付して承認を与えることができる。

(平二七厚労令一七・全改)

第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称、種類及び位置
- 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 三 運営の方法(保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程)
- 三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- 四 収支予算書
- 五 事業開始の予定年月日

② 法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。

③ 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- 二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証す

る書類

三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

- ④ 法第三十五条第三項の届出を行つた市町村は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。
- ⑤ 法第三十五条第三項の届出を行つた市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
- ⑥ 法第三十五条第四項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、都道府県知事あらかじめ届け出なければならない。

(昭二六厚令四三・昭三二厚令二四・昭四四厚令一七・昭五三厚令四四・昭六〇厚令三一・平二厚令五九・平六厚令七七・平一二厚令六一・平一二厚令一二七・平一五厚労令一三〇・平二七厚労令一七・一部改正)

第三十八条 法第三十五条第十一項に規定する命令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止の理由
- 二 入所させている者の処置
- 三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分
- 四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間

② 法第三十五条第十二項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を具し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

③ 前項の承認の申請を受けた都道府県知事は、必要な条件を附して承認を与えることができる。

(昭二四厚令二三・全改、昭三二厚令二四・昭六〇厚令三一・平二七厚労令一七・一部改正)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

(認定の申請)

第四条 前条第一項又は第三項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 保育を必要とする子どもに係る利用定員(満三歳未満の者に係る利用定員及び満三歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。)
- 四 保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員(満三歳未満の者に係る利用定員及び満三歳以上の者に係る利用定員に区分するものとする。)

五 その他主務省令で定める事項

2 前条第三項の認定に係る前項の申請については、連携施設を構成する幼稚園の設置者と保育機能施設の設置者とが異なる場合には、これらの者が共同して行わなければならない。

(平二三法三七・平二四法六六・一部改正)

(設置等の認可)

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都

都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第十三条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。

一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域(子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域(指定都市等の長が第一項の設置の認可を行う場合にあっては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域)をいう。以下この項において同じ。)における特定教育・保育施設の利用定員の総数(同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになることを認める時。

二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを越えることになるかを認めるとき。

三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数(子ども・子育て支援法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを越えることになるかを認める時。

(教育・保育等に関する情報の提供)

第二十八条 都道府県知事は、第三条第一項若しくは第三項の認定をしたとき、同条第十項の申請書の写しの送付を受けたとき、同条第十二項の書類の提出を受けたとき、第十六条の届出を受けたとき、第十七条第一項の認可をしたとき、第十八条第二項の書類の写しの送付を受けたとき、又は同条第三項の書類の提出を受けたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、これらに係る施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要(当該施設において行われる教育及び保育等の概要をいう。次条第一項において同じ。)についてその周知を図るものとする。第三条第十一項の規定による公示を行う場合及び都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)が幼保連携型認定こども園を設置する場合も、同様とする。

(平二三法三七・一部改正、平二四法六六・旧第六条繰下・一部改正、平二九法二五・一部改正)

(変更の届出)

第二十九条 認定こども園の設置者(都道府県及び指定都市等を除く。次条において同じ。)は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定により周知された事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事(当該認定こども園が指定都市等所在施設である場合にあっては当該指定都市等の長。次条第一項及び第三項において同じ。)に届け出なければならない。

- 2 指定都市等の長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、都道府県知事に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。
- 3 指定都市等の長は、当該指定都市等が設置する認定こども園について第一項に規定する変更を行ったときは、当該変更に係る事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があったとき、第二項の規定による書類の写しの送付を受けたとき、又は前項の規定による書類の提出を受けたときは、前条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、第一項に規定する変更に係る事項についてその周知を図るものとする。都道府県が設置する認定こども園について同項に規定する変更を行う場合も、同様とする。

(平二三法三七・一部改正、平二四法六六・旧第七条繰下・一部改正、平二九法二五・平三〇法六六・一部改正)

(学校教育法の準用)

第二十六条 学校教育法第五条、第六条本文、第七条、第九条、第十条、第八十一条第一項及び第三百三十七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同法第十条中「私立学校」とあるのは「国(国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(公立大学法人を含む。)以外の者の設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)」と、「大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(指定都市等(同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下この条において同じ。)の区域内にあっては、当該指定都市等の長)」と、同法第八十一条第一項中「該当する幼児、児童及び生徒」とあるのは「該当する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この項において単に「園児」という。)」と、「必要とする幼児、児童及び生徒」とあるのは「必要とする園児」と、「文部科学大臣」とあるのは「同法第三十六条第一項に規定する主務大臣」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、特別支援学校においては、幼保連携型認定こども園の要

請に応じて、園児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と、同法第百三十七条中「学校教育上」とあるのは「幼保連携型認定こども園の運営上」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(平二四法六六・追加、平二八法四七・平三〇法六六・一部改正)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 (平成26年内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第2号)

(法第二条第十二項の主務省令で定める事業)

第二条 法第二条第十二項の主務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 二 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- 四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- 五 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

(幼保連携型認定こども園の園長の資格)

第十二条 園長の資格は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項(国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。)の登録を受けており、及び、次に掲げる職に五年以上あることとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の校長(幼保連携型認定こども園の園長を含む。)の職
- 二 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授(学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む。)、助教、副校長(幼保連携型認定こども園の副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び同法第二百二十四条に規定する専修学校の教員(以下この条において「教員」という。)の職
- 三 学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員(単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。)、実習助手、寄宿舍指導員(学校教育法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百五号)による改正前の学校教育法第七十三条の三第一項に規定する寮母を含む。)及び学校栄養職員(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。)の職
- 四 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

五 前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

七 前号に規定する職のほか、外国の学校における第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

八 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法(以下この号において「旧児童福祉法」という。)第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。)において矯正教育又は指導を担当する者(旧児童福祉法第四十四条に規定する救護院(旧児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。)において指導を担当する者を含む。)の職

九 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の長の職

十 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職

十一 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職

十二 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業(以下この条において「家庭的保育事業等」という。)の管理者の職

十三 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職

十四 家庭的保育事業等における事務職員の職

十五 第一号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育(教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。)若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員(単純な労務に雇用される者を除く。)の職

十六 外国の官公庁における前号に準ずるものの職

(平二七内府文科厚労令四・平二七内府文科厚労令六・平二九内府文科厚労令二・平三〇内府文科厚労令一・一部改正)

第十三条 国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(以下単に「公立大学法人」という。)を含む。以下この条及び第十八条において同じ。)が設置する幼保連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であつて、前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、又は採用することができる。

(平二九内府文科厚労令一・一部改正)

(幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格)

第十四条 前二条の規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等)

第十五条 幼保連携型認定こども園の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第十三条第一項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 所在地
- 四 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 五 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(第三項及び次条において「園則」という。)
- 六 経費の見積り及び維持方法
- 七 開設の時期

2 法第十六条の届出を行った市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この項において同じ。)又は法第十七条第一項の認可を受けた者は、前項各号に掲げる事項(市町村にあっては第一号及び第六号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長)に届け出なければならない。

3 前項の規定による園則の変更は、次条に掲げる事項に係る園則の変更とする。

(平二九内府文科厚労令一・平三〇内府文科厚労令一・平三一内府文科厚労令一・一部改正)

(幼保連携型認定こども園の園則に記載すべき事項)

第十六条 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- 二 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- 三 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- 四 利用定員及び職員組織に関する事項
- 五 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- 六 保育料その他の費用徴収に関する事項
- 七 その他施設の管理についての重要事項

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請又は届出)

第十七条 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項(休止についての認可の申請又は届出の場合にあっては第四号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を添えてしなければならない。

- 一 廃止又は休止の理由
- 二 園児の処置方法
- 三 廃止の期日又は休止の予定期間
- 四 財産の処分

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請又は届出)

第十八条 幼保連携型認定こども園の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関係する者が連署して、変更前及び変更後の第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

○学校教育法(昭和22年法律第26号)

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。))及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
- 二 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。)の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県教育委員会
- 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

②～⑤ 条文略

(昭二八法二一三・昭三六法一六六・昭三九法一一〇・昭五一法二五・平三法七九・平一〇法一〇一・平一一法八七・平一一法一六〇・平一四法一一八・平一四法一五六・平一七法八三・平一八法八〇・平一九法九六・平二三法三七・平二六法五一・平二七法四六・平二七法五〇・平二八法四七・一部改正)

第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

(平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

○学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)

(私立学校の目的の変更等についての届出等)

第二十七条の二 私立の学校の設置者は、その設置する学校(大学及び高等専門学校を除く。)について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 目的、名称、位置又は学則(高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く。)を変更しようとするとき。
- 二 高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 三 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 四 特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程を変更しようとするとき。
- 五 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき。
- 六 校地、校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

2 都道府県知事は、広域の通信制の課程を置く私立の高等学校について前項第一号の届出で名称の変更又は位置の変更(当該課程に係るものに限る。)に係るものを受けたときは、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

(平一二政四二・追加、平一二政三〇八・平一九政五五・一部改正)

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項各号、第三項並びに第百八十七条第二項第一号及

び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。

② 学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

③ 私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

(昭三六文令二二・追加、昭五一文令一四・平一二文令九・平一五文科令一五・一部改正、平一九文科令四〇・旧第四条の二繰下、平二〇文科令二六・平二四文科令一四・平三〇文科令六・一部改正)

第六条 学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分し、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えることについての届出は、届出書に、その事由及び時期を記載した書類並びに当該校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

(昭二八文令二五・全改、平一九文科令四〇・旧第五条繰下)

第十九条 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手續その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。)の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

(昭二八文令二五・追加、昭三六文令二二・旧第七条の七繰下、昭三七文令二八・旧第七条の八繰下・一部改正、昭四五文令一八・旧第七条の十繰上・一部改正、昭五七文令二九・平一二文令九・平一二文令五三・平一五文科令三九・平一九文科令五・一部改正、平一九文科令四〇・旧第七条の九繰下、平二九文科令一二・一部改正)

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（施設型給付費の支給）

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。))又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2～8 条文略

(令元法七・一部改正)

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。))及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。))の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
 - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(平二八法四七・平三〇法六六・令元法七・一部改正)

(地域型保育給付費の支給)

第二十九条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。))から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。))を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のもの)に限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。))に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2～8 条文略

(令元法七・令二法四一・一部改正)

(特定教育・保育施設の確認の変更)

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員(第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。))を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。

- 2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

(平三〇法六六・令元法七・一部改正)

(変更の届出等)

第三十五条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出な

ければならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第三十六条 特定教育・保育施設の設置者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を辞退することができる。

(令元法七・一部改正)

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。

- 2 市町村長は、前項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(令二法四一・一部改正)

(特定地域型保育事業者の確認の変更)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、利用定員(第二十九条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第四十六条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認の変更を申請することができる。

(平三〇法六六・令元法七・令二法四一・一部改正)

(変更の届出等)

第四十七条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を辞退することができる。
(令元法七・一部改正)

(業務管理体制の整備等)

第五十五条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育提供者」という。)は、第三十三条第六項又は第四十五条第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所(その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。)が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長

二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣

三 前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 都道府県知事

3 前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者(以下この款において「市町村長等」という。)に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。

5 市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

(令元法七・一部改正)

○子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）

(特定教育・保育施設の確認の変更に関する技術的読替え)

第十六条 法第三十二条第二項の規定により法第三十一条第三項の規定を準用する場合には、同項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「定めた」とあるのは「増加した」と読み替えるものとする。

(平二七政一六六・旧第六条繰下、平三一政一三七・一部改正)

○子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）

(特定教育・保育施設の確認の申請等)

第二十九条 [法第三十一条第一項](#)の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、[第四号](#)に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し
- 六 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
- 七 [法第十九条第一項各号](#)に掲げる小学校就学前子どもの区分([同項第三号](#)に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数
- 八 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 [法第三十三条第二項](#)の規定により教育・保育給付認定子どもを選考する場合の基準
- 十四 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項
- 十五 [法第四十条第二項](#)に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面([第三十三条第二項](#)において「誓約書」という。)
- 十六 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十七 その他確認に関し必要と認める事項

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・旧第二十六条繰下・一部改正、令元内府令六・一部改正)

(特定教育・保育施設の利用定員の届出の手続)

第三十条 法第三十一条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を当該市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

- 一 当該確認に係る施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
- 二 当該確認に係る設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該確認に係る事業の開始の予定年月日
- 四 定めようとする法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用定員の数

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・旧第二十七条繰下、平三〇内府令四七・一部改正)

(特定教育・保育施設の確認の変更の申請)

第三十一条 法第三十二条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る施設の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

- 一 施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要
- 四 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数
- 五 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 六 利用定員を増加しようとする理由

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・旧第二十八条繰下)

(準用)

第三十二条 第三十条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があった場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への届出について準用する。

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・旧第二十九条繰下・一部改正、平三〇内府令四七・一部改正)

(特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出等)

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、第二十九条第一号(教育・保育施設の種別を除く。)、第二号、第四号(当該確認に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第八号、第九号、第十四号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定教育・保育施設の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 前項の届出であって、特定教育・保育施設の設置者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・旧第三十条繰下・一部改正)

(特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出)

第三十四条 法第三十五条第二項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。

- 一 利用定員を減少しようとする年月日
- 二 利用定員を減少する理由
- 三 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置
- 四 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの減少後の利用定員

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・旧第三十一条繰下)

(特定地域型保育事業者の確認の申請等)

第三十九条 法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 地域型保育事業の認可証等の写し
- 六 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要
- 七 満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数
- 八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所
- 九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準

十四 当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項

十五 法第五十二条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面(第四十一条第二項において「誓約書」という。)

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)第四十二条第一項及び第二項の規定により連携協力を行う特定教育・保育施設又は同項に規定する居宅訪問型保育連携施設(別表第一第二号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。)の名称

十八 その他確認に関し必要と認める事項

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・旧第三十六条繰下・一部改正、令二内府令六〇・一部改正)

(特定地域型保育事業者の確認の変更の申請)

第四十条 法第四十四条の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

四 満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分ごとの利用する小学校就学前子どもの数

五 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

六 利用定員を増加しようとする理由

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・旧第三十七条繰下、令二内府令六〇・一部改正)

(特定地域型保育事業者の名称等の変更の届出等)

第四十一条 特定地域型保育事業者は、第三十九条第一号、第二号、第四号(当該確認に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定地域型保育事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 前項の届出であって、特定地域型保育事業者に係る管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

3 第三十四条の規定は、法第四十七条第二項の規定により特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときについて準用する。この場合において、第三十四条第四号中「法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分)にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分」とあるのは、「満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分」と読み替えるものとする。

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・旧第三十八条繰下・一部改正)

附 則

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)

第三条 法附則第六条第一項の場合におけるこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項	特定教育・保育施設等	特定教育・保育施設等(第一号に掲げる事項については、法附則第六条第一項に規定する特定保育所を除く。第九条第四項において同じ。)
第二十九条第十三号から第十七号まで	十三 法第三十三条第二項の規定により教育・保育給付認定子どもを選考する場合の基準 十四 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 十五 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面(第三十三条第二項において「誓約書」という。) 十六 役員の氏名、生年月日及び住所 十七 その他確認に関し必要と認める事項	十三 当該申請に係る事業に係る施設型給付費(法附則第六条第一項に規定する委託費を含む。)及び特例施設型給付費の請求に関する事項 十四 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面(第三十三条第二項において「誓約書」という。) 十五 役員の氏名、生年月日及び住所 十六 その他確認に関し必要と認める事項
第三十三条第一項	第十四号及び第十六号	第十三号及び第十五号

(平二六内府令五五・追加、平二七内府令二六・平二九内府令一八・令元内府令六・一部改正)

○越谷市児童福祉法施行細則（平成24年規則第18号）

(家庭的保育事業等に係る届出事項の変更の届出)

第21条 施行規則第36条の36第3項の規定による変更の届出は、家庭的保育事業等内容変更届出書(第28号様式)により行うものとする。

2 施行規則第36条の36第4項の規定による変更の届出は、家庭的保育事業等内容変更届出書(第29号様式)により行うものとする。

(家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認の申請等)

第22条 法第34条の15第7項の規定による廃止又は休止の承認の申請は、家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書(第30号様式)により行うものとする。

2 市長は、法第34条の15第7項の規定により家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認をしたときは、家庭的保育事業等廃止(休止)承認書(第31号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(児童福祉施設に係る届出事項の変更の届出)

第27条 施行規則第37条第5項の規定による変更の届出は、児童福祉施設内容変更届出書(第38号様式)により行うものとする。

2 施行規則第37条第6項の規定による変更の届出は、児童福祉施設内容変更届出書(第39号様式)により行うものとする。

(児童福祉施設の廃止又は休止の申請等)

第28条 法第35条第12項の規定による廃止又は休止の承認の申請は、児童福祉施設廃止(休止)承認申請書(第40号様式)により行うものとする。

2 市長は、法第35条第12項の規定により児童福祉施設の廃止又は休止の承認をしたときは、児童福祉施設廃止(休止)承認書(第41号様式)を当該申請者に交付するものとする。

○越谷市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成27年規則第103号)

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の申請等)

第4条 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請は、幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可申請書(第4号様式)により行うものとする。

2 市長は、幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可をしたときは、幼保連携型認定こども園廃止(休止)認可書(第5号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可申請)

第5条 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書(第6号様式)により行うものとする。

2 市長は、幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可をしたときは、幼保連携型認定こども園設置者変更認可書(第7号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(幼保連携型認定こども園に係る届出事項の変更の届出)

第6条 法第29条第1項又は施行規則第15条第2項の規定による届出は、幼保連携型認定こども園変更届出書(第8号様式)により行うものとする。

(幼保連携型認定こども園の園長の届出)

第7条 法第26条の規定により準用される学校教育法(昭和22年法律第26号)第10条の規定による園長の届出は、幼保連携型認定こども園園長選任届出書(第9号様式)により行うものとする。

○越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関する規則(平成27年規則第94号)

(特定教育・保育施設確認の変更の申請等)

第4条 法第32条第1項の規定による特定教育・保育施設の確認の変更の申請は、特定教育・保育施設確認変更申請書(第4号様式)により行うものとする。

2 法第44条第1項の規定による特定地域型保育事業者の確認の変更の申請は、特定地域型保育事業者確認変更申請書(第5号様式)により行うものとする。

3 市長は、前2項の規定による申請に基づき、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の変更の確認をしたときは、当該確認を受けた者に対し、特定教育・保育施設(特定地域型保育事業者)変更確認通知書(第6号様式)を交付するものとする。

(特定教育・保育施設の変更の届出等)

第5条 法第35条第1項の規定による特定教育・保育施設の変更の届出は、特定教育・保育施設変更届出書(第7号様式)により行うものとする。

2 法第47条第1項の規定による特定地域型保育事業者の変更の届出は、特定地域型保育事業者変更届出書(第8号様式)により行うものとする。

(特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出等)

第6条 法第35条第2項の規定による特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出は、特定教育・保育施設利用定員減少届出書(第9号様式)により行うものとする。

2 法第47条第2項の規定による特定地域型保育事業者の利用定員の減少の届出は、特定地域型保育事業者利用定員減少届出書(第10号様式)により行うものとする。

(特定教育・保育施設の確認の辞退の届出等)

第7条 法第36条の規定による特定教育・保育施設の確認の辞退又は第48条の規定による特定地域型保育事業者の確認の辞退は、特定教育・保育施設(特定地域型保育事業者)確認辞退届出書(第11号様式)により行うものとする。

(業務管理体制の届出等)

第8条 法第55条第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出は、業務管理体制に係る届出書(第12号様式)により行うものとする。

2 法第55条第3項の規定による業務管理体制の整備に関する届出事項の変更の届出は、業務管理体制に係る変更届出書(第13号様式)により行うものとする。

3 法第55条第4項の規定による業務管理体制に関する区分の変更の届出は、業務管理体制に係る届出書により行うものとする。

越谷市 子ども家庭部 子ども施策推進課

電 話：048-963-9165（直通）

F A X：048-963-3987

E-Mail：kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp